

<株価指数先物取引の取扱い>

【関連条項】第 78 条第 2 項等

第 78 条-Q10 株価指数先物取引の信用リスク・アセットの額はどのように計算すればよいですか。

(A)

株価指数先物取引は第 78 条第 2 項第 2 号に規定する「先物資産購入」に該当する取引であるため、同項の規定により、当該取引の対象資産に係る与信相当額に当該資産に係るリスク・ウェイトを適用して（標準的手法採用行にあっては出資等のエクスポージャー、内部格付手法採用行にあっては株式等エクスポージャーとして）、当該取引の対象資産に係る信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。

ただし、当該取引の相手方が第 10 条第 3 項に規定する「清算機関等」に該当するものである場合にあっては、当該取引の相手方の信用リスク・アセットの額を算出することは要しません。

<未決済取引及び長期決済期間取引の取扱い>

【関連条項】 第 79 条の 5 等

第 79 条の 5-Q1 未決済取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する上で、長期決済期間取引との関係についてどのように整理すればよいですか。

(A)

「未決済取引」とは、ある取引について約定がなされた後、有価証券の引渡しや資金の支払といった決済が完了していない取引を指し、第 79 条の 5 において「同時決済取引」と「非同時決済取引」の二つに分け、それぞれについて信用リスク・アセットの額の算出方法を定めています。

いずれも約定日以降は「未決済取引」に該当しますが、「同時決済取引」の場合、約定上の決済期日後において有価証券等の引渡し又は資金の支払が行われていない営業日数（「経過営業日数」）が 4 日以内であれば、未決済取引としての信用リスク・アセットの額の算出を要しません。「非同時決済取引」の場合も、取引の相手方による反対取引の約定決済日（所謂「第二期日」）に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行うものについて、約定日から当該有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う日（所謂「第一期日」）までの間は、未決済取引としての信用リスク・アセットの額の算出を要しません。

ただし、約定日から受渡し又は決済期日までの期間が 5 営業日（ $= t + 5$ ）又は市場慣行による期間を超えることが予め決まっている（約定されている）取引は「長期決済期間取引」とされ、上記、「未決済取引」としての信用リスク・アセットの額の算出を要しないとされる期間においても、カレント・エクスポージャー方式等により算出した与信相当額に、取引の相手方に応じたリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額として計上する必要があります。

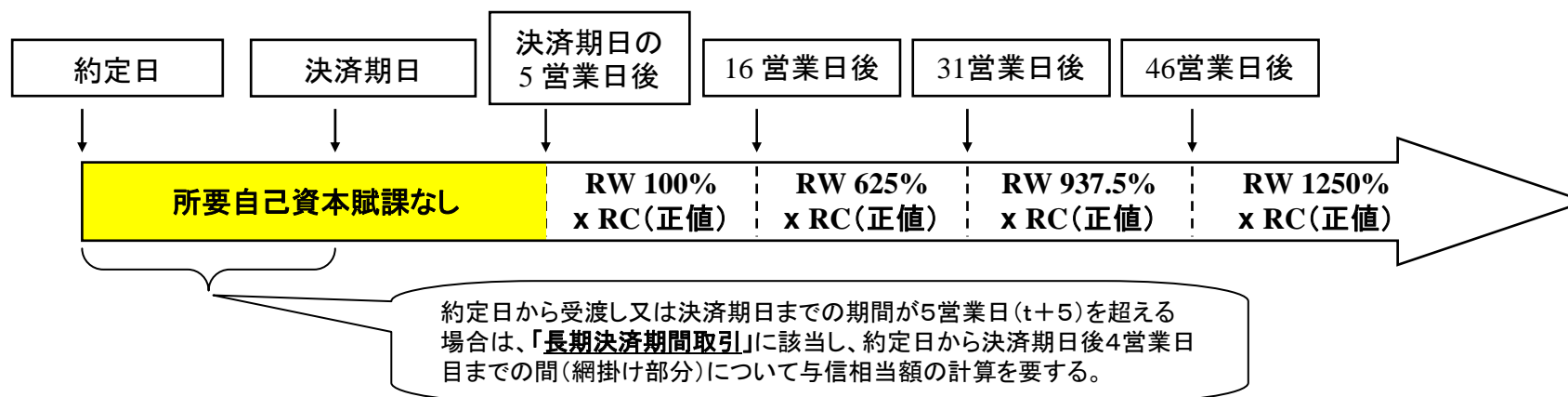
なお、「長期決済期間取引」についても、「同時決済取引」の場合は、約定上の決済期日後において有価証券等の引渡し又は資金の支払が行われていない営業日数（ $=$ 経過営業日数）が 5 日以上となる時点から、また、「非同時決済取引」の場合は、取引の相手方に対し、反対取引に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日（第一期日）以降は、「未決済取引」としての信用リスク・アセットの額の算出が必要となることに留意が必要です。

(表1)

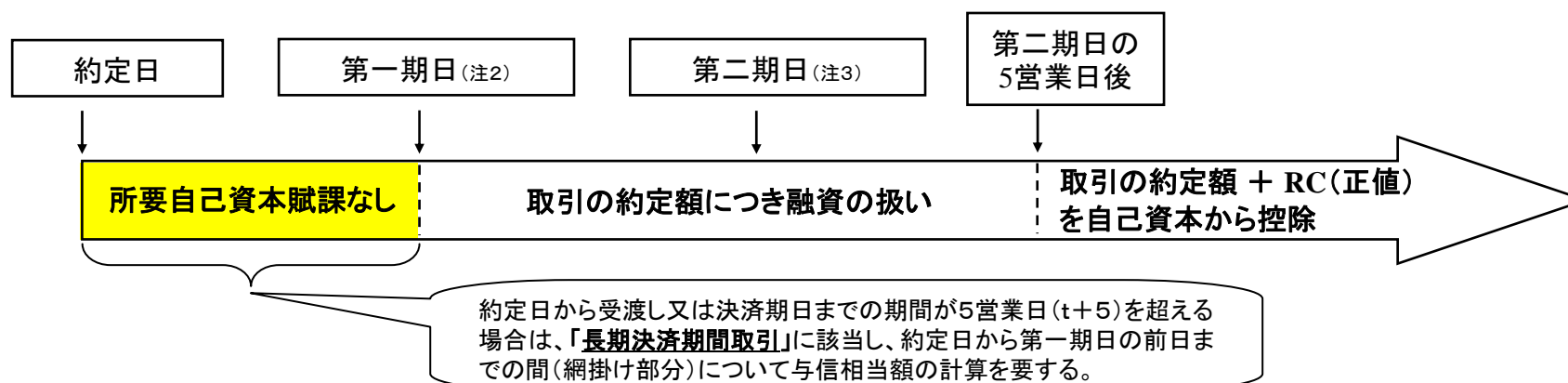
		条件		信用リスク・アセットの額（又は自己資本控除額）の算出方法
同時決済取引	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超えない</u> ことが約定されている	約定上の決済期日まで		算出不要
		約定上の決済期日の4営業日後まで		算出不要
		約定上の決済期日の5営業日以降		正の再構築コスト×経過営業日数に応じたリスク・ウェイト（図1参照）
	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超える</u> ことが約定されている【長期決済期間取引】	約定上の決済期日まで		与信相当額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
		約定上の決済期日の4営業日後まで		
		約定上の決済期日の5営業日以降		正の再構築コスト×経過営業日数に応じたリスク・ウェイト（図1参照）
非同時決済取引	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超えない</u> ことが約定されている	相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う場合	第一期日まで	算出不要
			第一期日から第二期日の4営業日後まで	取引の約定額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
			第二期日の5営業日以降	取引の約定額+正の再構築コストを自己資本から控除
		相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行わない場合		算出不要
	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超える</u> ことが約定されている【長期決済期間取引】	相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う場合	第一期日まで	与信相当額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
			第一期日から第二期日の4営業日後まで	取引の約定額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
			第二期日の5営業日以降	取引の約定額+正の再構築コストを自己資本から控除
		相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行わない場合		算出不要

未決済取引及び長期決済期間取引の取扱い

• 同時決済取引



• 非同時決済取引



(注1) 「RC」(Replacement Cost)とは、当該取引の再構築コストを指す。

(注2) 「第一期日」とは、反対取引に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う日を指す。

(注3) 「第二期日」とは、反対取引の約定決済日を指す。